

## 信州リサイクル製品認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、限りある資源の有効な利用を促進し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、信州リサイクル製品普及拡大協議会（以下「協議会」という。）が行う信州リサイクル製品の認定及び当該製品の利用の推進に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 循環資源

廃棄物及び人の活動に伴い副次的に発生し不要となる物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のうち、有用なものをいう。

#### (2) 再生利用

循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

#### (3) リサイクル製品

主として長野県内（以下「県内」という。）で発生する循環資源を再生利用して、県内の事業所で製造加工される製品のうち、品質を一定に維持できるものをいう。

#### (4) リサイクル資材

リサイクル製品のうち、長野県（以下「県」という。）が発注する建設工事での使用を考慮して別に定める信州リサイクル製品評価基準で指定する品目の建設資材をいう。

### (認定及び認定基準等)

第3条 協議会は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合すると認める製品を信州リサイクル製品（以下「認定製品」という。）として認定することができる。

- (1) 製品の普及を通じて、県内の廃棄物の排出抑制及び循環資源の利用の促進について、具体的な効果が期待できるものであること。
- (2) 製品の製造、流通、使用、リサイクル又は廃棄の各過程において、環境負荷の低減に十分配慮された製品であること。
- (3) 法令等による基準を遵守し、生活環境の保全のための必要な措置が講じられている事業所において製造された製品であること。
- (4) 製品に関する消費者とのコミュニケーション体制及び消費者の視点に立った適切な情報公開体制が講じられている事業所において製造された製品であること。
- (5) 申請時において現に県内で販売され、又は申請の日から6月以内に県内で販売されることが確実な製品であること。
- (6) 製品が、別に定める信州リサイクル製品評価基準（以下「評価基準」という。）に適合していること。

### (募集)

第4条 リサイクル製品の募集は、期間を定めずに行う。

### (申請)

第5条 第3条第1項の認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、信州リサイクル製品認定申請書（様式第1号）により、前条の募集期間内に協議会に申請するものとする。

(申請者の欠格要件)

第6条 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する場合は申請者となることができない。

(品質審査等)

第7条 受けようとする認定の種類がリサイクル資材である場合の申請者は、当該製品の製造事業所(以下「工場」という。)の品質管理状況を確認することを目的として協議会が行う品質審査(以下「品質審査」という。)を受けなければならない。

2 前項の品質審査は、第5条の申請時に、品質審査申請書(様式第2号)により協議会に申請するものとする。

3 協議会は、審査に必要と認める場合は、事務局職員に工場での現地調査を実施させることができる。

4 協議会は、申請者に対し、審査に必要な資料の提出及び追加の試験の実施を求めることができる。その場合の費用は申請者の負担とする。

(審査会及び認定の決定)

第8条 第3条第1項の規定による認定は、信州リサイクル製品認定審査会(以下「審査会」という。)における意見聴取を経た上で、協議会が行う。その場合、一定の条件を付すことができる。

2 審査会は原則として年2回開催する。

3 審査会の構成、運営等については別に定める。

4 審査会は、必要に応じ申請者に対してヒアリングを行い、追加資料を求め、又は改善を求めることができる。その場合に要する費用は申請者の負担とする。

(認定証の交付)

第9条 協議会は、前条第1項の規定による認定を行ったときは、信州リサイクル製品認定証(様式第3号。以下「認定証」という。)を申請者に交付するとともに、この旨を公表する。

(認定の有効期間)

第10条 認定の有効期間は、認定した日から3年間とする。

2 前条により認定証を交付された申請者(以下「認定事業者」という。)は、有効期間満了後も認定を継続させようとするときは、有効期間の終了する前に、信州リサイクル製品認定更新申請書(様式第4号)を協議会に提出し、その認定を受けなければならない。

3 前項の規定による認定(以下「更新認定」という。)の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了日の翌日から3年間とする。

4 更新認定を受けられなかった場合、第3条第1項の規定による認定は、有効期間の満了をもって失効する。ただし、更新認定に係る審査期間中に当該有効期間が満了した場合にあっては、更新認定に係る審査が終了するまでは認定製品とみなすものとする。

(変更の届出等)

第11条 認定事業者は、認定製品の申請事項に変更が生じたときは、すみやかに信州リサイクル製品変更届出書(様式第5号)により協議会に届け出なければならない。

2 協議会は、当該変更事項が認定の適否に影響すると判断したときは、認定事業者に対し、必要な事項の改善を求めることができる。

3 認定事業者は、認定証を亡失し、滅失し、破損し、又は汚損したときは、信州リサイクル製品認定証再交付申請書(様式第5-2号)を協議会に提出し、認定証の再交付を申請することができる。

- 4 協議会は、前項の申請があった場合には、信州リサイクル製品認定証（様式第3-2号）を交付することができる。
- 5 前2項の規定は、認定事業者が社名、代表者名又は所在地若しくは住所の変更により認定証の再交付を求める場合に準用する。

（認定製品の表示）

第12条 認定事業者は、認定製品又は当該認定製品に係る容器若しくは包装、製品説明書等の消費者が識別しやすい場所に、次の事項を表示するものとする。

- (1) 別に定める認定マーク及び表示区分が設定されている場合はその表示
  - (2) 信州リサイクル製品の文字
  - (3) 循環資源の種類、含有率
  - (4) 正しい使用方法及び管理方法
- 2 認定事業者は、認定製品の品質及び性能について事実と異なる表示をしてはならない。
  - 3 何人も、認定製品以外の製品について、認定製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

（認定事業者の義務）

第13条 認定事業者は、認定製品が評価基準に適合するように品質及び性能を維持しなければならない。

- 2 認定事業者は、1年に1回、認定製品の評価基準への適合状況を確認するため、試験又は検査を実施し、その結果を信州リサイクル製品評価基準適合状況報告書（様式第6号）により協議会に報告するとともに、報告をした日から当該試験又は検査に係る資料等を5年間保存するものとする。
- 3 認定事業者は、毎年4月30日までに、前年度の認定製品の販売状況等について、信州リサイクル製品販売状況等報告書（様式第7号）により、協議会に報告するものとする。
- 4 認定事業者は、循環資源を含む原材料の受入先及びその受入量を記録又は帳票等により管理するとともに、5年間保存するものとする。
- 5 認定事業者は、認定製品の納入先及びその納入量を記録又は帳票等により管理するとともに、5年間保存するものとする。
- 6 認定事業者は、本認定の根拠となる情報を積極的に公開するものとする。また、認定製品に関して、消費者とのコミュニケーション体制を整備するとともに、消費者からの信頼性の向上に努めるものとする。
- 7 認定製品の流通及び販売過程において、消費者との間で認定製品に係る問題が生じた場合には、認定事業者がその処理を行うものとする。

（認定製品の調達の推進等）

第14条 協議会は、施設設備の工事を発注し、又は事務用品等を購入する場合において、当該工事で必要とする資材又は当該購入用品等の品質面において同等と認められる認定製品があるときは、当該認定製品を優先的に使用するよう配慮するものとする。

（認定製品の使用の促進）

第15条 協議会は、国及び市町村に対し、認定製品の周知を図るとともに、認定製品の使用に配慮するよう要請するものとする。

- 2 協議会は、認定製品の使用が促進されるよう、県民及び事業者に対し、認定製品に関する適切な情報提供に努めるものとする。

(認定の取消)

第 16 条 協議会は、認定製品について次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。この場合において、協議会は、あらかじめ取消の対象となる認定製品に係る認定事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

- (1) 認定製品が認定基準に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が第 11 条の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 認定事業者が正当な理由なく第 13 条第 2 項及び第 20 条第 1 項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 認定事業者が偽りその他不正の手段により認定を受けたと認められるとき。
- (5) 認定事業者が第 6 条の申請者の欠格要件に該当したとき。
- (6) その他知事が特に必要と認めるとき。

2 協議会は、認定を取り消したときは、その旨を申請者に通知し、すみやかに公表するとともに、審査会に報告しなければならない。

3 第 1 項の認定の取消により損失が生じた場合は、認定を受けていた者がその責めを負う。

(認定の取り下げ)

第 17 条 認定事業者は、認定製品の生産を終了したとき、又は認定継続の意思を失ったときは、信州リサイクル製品認定取下届出書(様式第 8 号)により、協議会に届けなければならない。

(評価基準の変更等)

第 18 条 協議会は、必要と認めたときは、認定対象品目及び評価基準の変更、廃止及び追加(以下「評価基準の変更等」という。)を行うことができる。

2 協議会は、評価基準の変更等を行う場合は、審査会の意見を聴取することができる。

3 協議会は、評価基準の変更等を行った場合は、これを公表する。

4 認定の有効期間内は、評価基準の変更等に伴って認定製品が評価基準に適合しなくなった場合であっても、評価基準に適合しているものとみなすものとする。

(認定対象品目及び評価基準の提案)

第 19 条 認定対象品目及び評価基準等の変更及び追加について、提案しようとする事業者は、信州リサイクル製品認定制度評価基準提案書(様式第 9 号)により、協議会に提案することができる。

2 協議会は、前項の提案があったときは、前条の規定を準用し、評価基準の変更等を行うことができる。

(報告等)

第 20 条 協議会は、この制度の実施に必要な範囲内において、認定事業者から報告を求め、又は認定事業者の同意のもとに事務局職員を工場に立ち入らせ調査することができる。

2 協議会は、この制度の適正な運営のため、認定事業者に対し必要な事項の改善を求めることができる。

(書面表決)

第 21 条 協議会は、第 20 条第 2 項の改善要求をする必要が生じた場合においては、協議会の開催に代えて書面により表決を行うことができる。

(所掌)

第 22 条 この要綱に関する事務は、環境部資源循環推進課において所掌する。

(その他)

第 23 条 この要綱の施行に当たっては、認定製品以外のリサイクル製品の使用又は購入を排除するものではない。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 13 日から施行する。